HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、北海道において道産木材を使用した建築物を登録し、施設内に木製の登録 証を掲示することなどにより、道民に道産木材製品の魅力を広く発信し、認知度の向上を図 るとともに、建築物の木造化、木質化を推進することで道産木材の利用拡大に資することを 目的とする。

(定義)

- 第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 HOKKAIDO WOOD BUILDING (以下、HWB という) とは以下の基準を満たす建築物のことをいう。
 - (1) 北海道内で完成した建築物
 - (2) 原則として構造材や内装材、外装材に道産木材を使用した建築物
 - (3) 住宅は除く(ただし、兼用住宅の事務所・店舗等は含む)
 - (4) 平成31年4月以降に竣工した建築物
 - (5) 上記の要件に寄りがたい建築物は別途協議する
 - 2 登録届出者は HOKKAIDO WOOD (以下、HW という) のメンバーに登録している者で HW ブランドを積極的に PR する意欲のある者。かつ、当該建築物の建築主・設計者・施工者のいずれかとする。

(登録)

第3 登録届出者は、この要綱の定めるところにより前項に定める HWB として知事の登録を受けることができるものとする。

(登録の実施)

第4 知事は、第3の規定により登録された HWB に木製の登録証を交付するものとする。

(公表)

第5 知事は、第3の規定により登録したときは、道民に広く発信できる方法により公表する ものとする。

(情報発信)

第6 登録届出者は木製の登録証を建築物に掲示するとともに、各種媒体でHWBであることを 道民に対し発信するよう努めるものとする。

(要領等への委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、要領等で定める。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)9月21日から施行する。